国民健康保険だより

◆国民健康保険被保険者証の更新について

◎９月は国民健康保険被保険者証の更新月です

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、平成 24 年 9 月 30 日（日）です。新しい保険証が 9 月 30 日までに簡易書留郵便にて世帯主宛に届きますので、現在お持ちの保険証は 10 月 1 日（月）以降に破って破棄してください。

◎国民健康被保険者証が一人１枚のカードになります

今回の更新から、保険証が一人 1 枚の「カード」に切り替わります。被保険者証に記載された住所、氏名を確認していただき、10 月 1 日（月）以降に診療を受けるときには、必ず新しい保険証を医療機関に提出してください。

新しい保険証の見本

(表)

(裏)

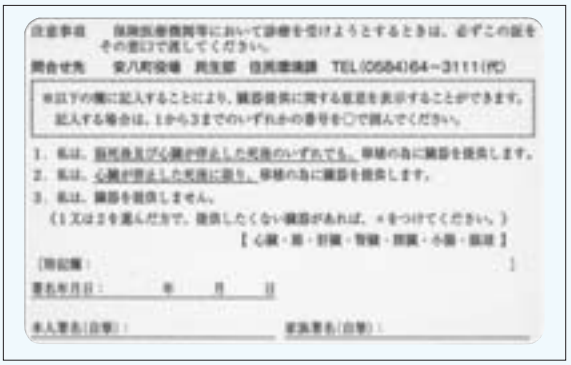

【お問い合わせ先】　保険料に関すること　総務部税務課（内線 233）
　　手続きに関すること　民生部住民環境課（内線 252）

国民年金だより

◆後納制度（国民年金保険料の納付期限の延長）が始まります

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま 2 年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、本年 10 月から 3 年間に限り、過去 10 年以内の納め忘れた保険料を納めることができる後納制度が始まります。

過去 10 年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。

また、ご不明な点があれば国民年金保険料専用ダイヤル（☎ 0570・011・050）にお電話いただくかお近くの年金事務所にお問い合わせ願います。

※後納制度は事前申し込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。詳しくは国民年金保険料専用ダイヤルにお尋ねください。

休館日のご案内

（9 月 1 日～ 10 月 15 日）

◇中央公民館〔☎ 64・4343〕　9 月 3 日(月)・10 日(月)・18 日(火)・24 日(月)
　10 月 1 日(月)・9 日(火)

◇総合体育館〔☎ 64・5585〕　9 月 3 日(月)・10 日(月)・18 日(火)・24 日(月)
　10 月 1 日(月)・9 日(火)

◇勤労青少年ホーム〔☎ 62・6655〕　9 月 3 日(月)・10 日(月)・17 日(月・祝)・24 日(月)
　10 月 1 日(月)・8 日(月・祝)

◇安八温泉〔☎ 64・5533〕　9 月 30 日(日)まで改修工事のため臨時休館と致します。

今月の納税

国民健康保険料	4 期
中須川土地改良区費	全期
揖斐川以東用水土地改良区費	全期
菱野川土地改良区費	全期

※納期限(口座振替日)は 10 月 1 日(月)です。